

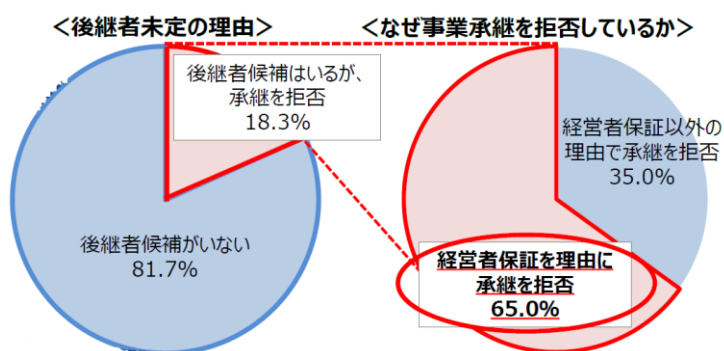
事業承継時の経営者保証の解除について

経営者の高齢化により、中小企業の事業承継が喫緊の課題となっています。そこで、事業承継を阻む一因となっている経営者保証の引継ぎ（新たな経営者が企業の債務の保証人を引継ぐこと）を無くし、円滑な事業承継を促そうとする動きが推進されています。今回のCBCANEWSでは、事業承継時の経営者保証の引継ぎ問題と、経営者保証を解除するための法改正および民間の自主的なルールについてお伝えします。（文中の図表の出所：経済産業省、中小企業庁「中小企業成長促進法について」）

✦ 経営者保証の引継ぎが事業承継のネックに

中小企業の事業承継というと、ひと昔前は親から子への承継が一般的でした。しかしながら、少子化による後継者候補不足や、親子や親族間での承継を必ずしも望まない経営者が増えたことにより、後継者がなかなか決まらない中小企業が増えています。

中小企業庁の2016年度調査によると、2025年までに70歳を超える中小企業経営者245万人のうち、約半分の127万人は後継者が未定となっています。後継者未定の理由の8割強は「後継者候補がない」ですが、残りの2割弱は「後継者候補はいるが、承継を拒否」されていると回答しています。では、後継者候補がなぜ事業承継を拒否しているかの質問には、約3分の2が「経営者保証を理由に承継を拒否」していると回答しています。経営者保証が事業承継のネックになっていることが分かります。



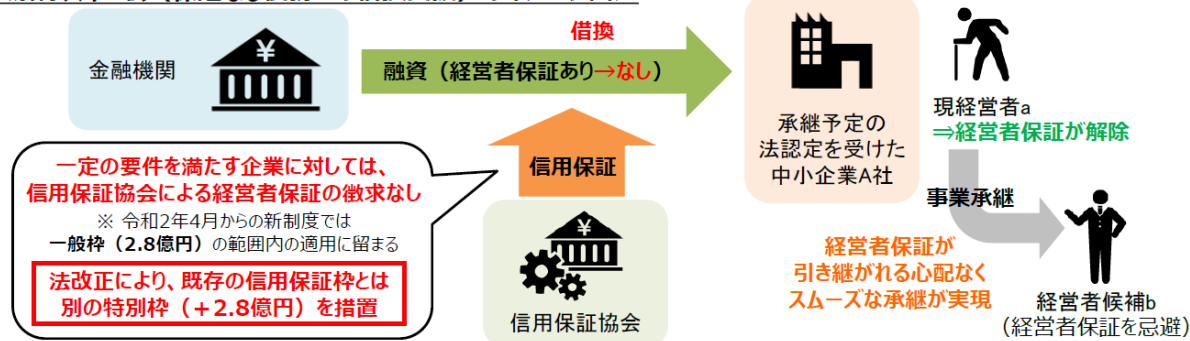
（資料）平成30年度中小機構アンケート

経営者保証とは、経営者が企業の債務の保証人になることです。中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営基盤の脆弱性から経営者の個人保証が必要となるケースが多いです。そして、経営者が交代する場合は、新たな経営者が引継いで保証人となるよう求められるのが通常です。この保証人になることへの心理的な負担や財産面での不安が、事業承継を受けるうえで大きな障壁になっています。

✦ 経営者保証解除スキーム（経営者保証を解除するための法改正）

こうした状況を鑑み、政府・経済産業省は、事業承継時に経営者保証を引継がずに解除できるよう、法改正を行いました。それは、事業承継に併せて保証債務を借り換える際の資金に対して、信用保証協会が新たな保証制度（経営承継借換関連保証）を追加するというものです。既存の保証限度一般枠（2.8億円）とは別に、特別枠2.8億円が追加保証されます。また、一般枠（2.8億円）を用いた保証制度も事業承継時に利用できます（事業承継特別保証）。旧経営者の保証債務が全てこれらの枠内で借換えできるならば、新経営者は保証人になる必要がなくなります。

＜解除スキーム（保証なし債務への借換支援）のイメージ図＞



経営者保証解除スキーム（事業承継特別保証・経営承継借換関連保証）の概要

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
開始時期	2020年4月1日	2020年10月1日
根拠法	中小企業信用保険法（法改正なし、運用によるもの）	経営承継円滑化法（法改正後）
保証限度額	【一般枠】2億8千万円（うち無担保8千万円）	【特別枠】2億8千万円（うち無担保8千万円）
認定要否	不要	必要（経営承継円滑化法第12条で規定する経済産業大臣の認定）
対象者	(i) 3年以内に事業承継を予定する法人 (ii) 事業承継日から3年を経過していない法人	3年以内に事業承継を予定する法人
資格要件	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと (新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を行った事業者に限り、当要件は除外) ③EBITDA 有利子負債倍率 10 倍以内 ④法人と経営者の分離がなされていること	
対象資金	(対象者 (i)) 事業承継時までに必要な事業資金 ・事業承継前の真水資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金 (対象者 (ii)) ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金	事業承継時までに必要な事業資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金

✚ 経営者保証に関するガイドライン（民間の自主的なルール）

民間では、不必要な経営者保証を減らす目的で、自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」がとりまとめられ、2014年2月から適用されています。

ガイドラインの適用対象は、「主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む）について適時適切に開示している」などの要件を満たす中小企業および経営者です。その場合、金融機関は、「経営者保証を求めない融資」や、「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」を検討することが求められます。代替的な融資手法としては、停止条件付保証契約（特約条項に抵触しない限り保証債務の効力が発生しない保証契約）や、金利の上乗せなどがあります。

また、2019年12月には、事業承継時に焦点を当てた、ガイドラインの「特則」が策定されました。これは、事業承継時の経営者保証の取扱いについてとりまとめたもので、「経営者保証が事業承継の阻害要因となり得る点を十分に考慮し保証の必要性を慎重かつ柔軟に判断すること」などを金融機関に求めています。

金融庁は2019年9月に、経営者保証に関する評価指標群（KPI）を設定し、金融機関のガイドラインへの取組みの「見える化」を推進しています。KPIには、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」と「事業承継時における保証徴求割合（4類型）」があります。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先